

農地の権利取得における下限面積要件の廃止について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条により、農地を耕作する目的で譲り受ける場合や借り受けるなどによって権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。

許可を得るためには、農地法に定められた要件をすべて満たす必要がありますが、それらの要件のうち、**下限面積要件**（喜多方市の場合、許可後の耕作する農地の面積が田 30 アール、畑 10 アール以上あること。）については、農地法の改正により**令和 5 年 4 月 1 日から廃止**されます。

これにより、令和 5 年 4 月総会案件に係る申請から、下限面積要件の適用はありませんので、お知らせいたします。

ただし、下記の要件は、**継続**となりますのでご注意ください。

記

★ 農地の権利取得に必要な要件 （令和 5 年 4 月 1 日～）

- 1 農地の全部効率利用
- 2 農作業の常時従事
- 3 地域との調和等

（ 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来さないこと ）